

マル経融資の 利子を補助します

補助対象経費の
年利

0.5%

相当分

※100円未満切捨て



丸亀市小規模事業者経営
改善資金(マル経)利子補給金

詳しくは、裏面をご覧ください。



丸亀市小規模事業者経営改善資金(マル経) 利子補給金とは?

経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定及び発展を図る目的で、株式会社日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金(マル経)の融資を受けた市内小規模事業者に対し、その利子の一部を補助します。



対象事業者は?

- ① 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者であること。
- ② 市内に法人登記上の本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者であること。
- ③ 丸亀商工会議所または丸亀市飯綾商工会の推薦を受け、マル経融資を平成27年4月1日以後に受けた者であること。
- ④ 市税を滞納していないこと。



対象経費は?

平成27年4月1日以後にマル経融資を受けて支払った利子(延滞利子のぞく)で、最初の支払月から12ヶ月以内のもの。



補助金額は?

補助対象経費の年利0.5%相当分(100円未満切捨て)



申請方法は?

所定の補給金交付申請書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて12ヶ月目の支払日から3ヶ月以内に丸亀商工会議所または丸亀市飯綾商工会に提出してください。

※ただし、平成27年度について、平成27年4月から12月までに支払った利子に関しては、平成28年2月末までに提出してください。
(平成28年1月以降に支払った利子に関しては、12ヶ月目の支払日から3ヶ月以内)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 公庫が発行した支払済額明細書の写し | ④ 補助金等交付請求書 |
| ② 融資金貸付決定書の写し | ⑤ 債権者登録届出 |
| ③ 市税完納証明書 | (市から支払う補助金の振込口座を記載) |